

県民経済計算の推計と利活用の現状

佐藤 智秋（愛媛大学）

県民経済計算の推計と利活用の現状[※]

愛媛大学法文学部 佐藤智秋

はじめに

- 1 各地における取り組み
 - 2 推計方式と推計方法
 - 3 推計周期
 - 4 推計値の見直し
 - 5 利活用
- むすび

はじめに

地域経済全体を生産・分配・支出の 3 面から捉え、その規模・構造・水準を示す県民経済計算は、地方自治体における政策立案から、地域の産業、研究、教育の分野で幅広く利用されている。そのため、県民経済計算は、地域経済統計の中で最も重要な統計とみなされているのであるが、この統計の、概念規定、推計方法、利用方法、実際の利用状況、利用効果等にはわかりにくい点も多い。4 章では、地域経済への県民経済計算の有効活用を考えていくために、県民経済計算の推計方式・推計方法、推計周期、利活用の状況等を検討していく¹。

1 各地における取り組み

地域における公的な統計業務は、①国から地方自治体への法定受託事務、②自治体の単独事業、③国の地方支分部局等によるものからなる。県についてみると、大半が①の国の法定受託事務としての統計業務であり、自治体の統計主管課と各事業主管課で分担し対応している。県民経済計算の推計は、自治体が統計主管課内に担当係を設け、県費を使い定期的に作成している②の自治体の単独事業(県単事業)になる。担当係には、統計分析チーム、分析班、解析班、政策統計グループといった名称が付けられている。この係は、通常数名からなり、県民経済計算以外に市町村民経済計算、産業連関表、商品流通調査等(自治体によっては、さらに景気動向指数、景況調査、消費者物価指数等)を作成している²。

県民経済計算に係る業務の範囲には地域ごとに差があり、表 1 の①と②が一般的に行われてい

※本稿は、文部科学省科学研究費補助金プロジェクト『地域経済活性化と統計の役割に関する研究』(基盤研究 B、2006-2009 年度、課題番号 14330042、研究代表:菊地進立大学教授)の成果の一部である。

¹ 地域には、①地域ブロック、②都道府県、③政令指定都市、④市区町村などがある。推計に必要な基礎統計の整備状況、地域経済計算の推計主体や利用主体等の関係から②の都道府県レベルでの地域経済計算(県民経済計算)の推計が中心になっており、本稿で取り上げる範囲も、都道府県における推計作業にとどめる。市区町村の地域経済計算については、当該地域が独自に推計する場合と県が推計する場合がある(県民経済計算の指標の按分による簡易推計)。また地域ブロックについては、内閣府による推計が行われている。

² 県民経済計算の担当者は、大半の地域で他の部署と同様に 3 年前後で異動している。

る業務で、③以下は一部の自治体での取り組みになっている。こうした違いは、直接には、組織トップの考え方、担当課の伝統、財政事情、担当者の能力等が関係しているようにみられる。

表1 各地の「県民経済計算」担当係が扱う範囲

一般的な取り組み	① 年度推計、公表 ② 推計結果の要約・概要・年報(詳細版)の報告
一部自治体の取り組み	③ 推計結果を利用した地域経済の解説・分析 ④ 速報、速々報、QEの推計 ⑤ 長期時系列データの整備 ⑥ 各種分析ツールの開発 ⑦ サテライト勘定の推計

次に、県民経済計算の業務の中心にある推計作業をみていく。

2 推計方式・推計方法

(1) 変遷

県民所得統計の推計は戦後すぐに始まった。1947年、当時の鹿児島県の統計課長が、戦争による県民経済の崩壊から県民経済の根本的立て直しをはかるために、県政はすべて統計にもとづいた科学的な施策にもとづかねばならないと考え、同県の県民所得統計が試算されたことは知られている。1951年には、ほぼ全県で県民所得の推計が試みられるようになった。県民所得統計の整備は、まずは地域の主体的な取り組みとして始まったといえる³。

さて、地域経済を総合的に捉える統計であれば、さまざまなバリエーションがあり得たのであろうが、県民所得統計は、国や他地域との比較が主要な利用方法であることから、この統計には比較可能性が強く要請された。そして、このことが統計の内容や推計作業を形づけていくことになった。

基本的に、中央政府において国民所得の推計を担当する機関が、県民経済計算の推計方式(概念および推計方法)を作成し、それを標準方式として地方自治体に提供し、各自治体は標準方式をもとに推計作業を遂行していくことになった。この標準方式は、国際基準であるSNAの改定に対応して、日本の基準が改定され、それに続いて改定されてきた(表2)。

現在、各都道府県は、2002年に内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部が作成した93SNA準拠「県民経済計算標準方式(2002年版)」をもとに推計を行っている。この標準方式は、県民経済計算のガイドラインであり、実際の推計作業は、内閣府から提供された「県民経済計算標準方式推計方法」(推計マニュアル)を使い行われている⁴。

³ 後藤文治(1970a) pp.173-6。後藤は、旧経済企画庁在職時に各県における県民所得の推計を指導している。後藤(1970a, 1970b, 1971, 1974)は、戦後から1970年代までの県民所得統計の発展について詳細に記述したものである。

⁴ 「標準方式(2002年版)」の構成は、第1章 県民経済計算の概要、第2章 県民経済計算の発展経緯と県民経済計算標準方式、第3章 県民経済計算標準方式による経済の循環と構造の捉え方、第4章 県民経済計算標準方式の表章、第5章 県民経済計の基本勘定・主要系列の概念及び内容、第6章 県民経済計算の取扱要領 の89頁からなる。「推計マニュアル」の方は、第一部 生産系列、第二部 分配系列、第三部 支出系列 の331頁からなり、推計手順・方法が詳細に記述されている。

表2 県民経済計算(推計方式)の沿革

国際	国内	都道府県
	第2次世界大戦後、米国方式に準拠し、国民所得を推計。	1947年、鹿児島県、「県民所得」を試算。 1949年、経済安定本部国民所得調査室、「県民所得推計試案」を発表。
1953年、国連、53SNAを策定。		1956年、経済企画庁調査部国民所得課、「県民所得の標準方式(1956年版)」を作成。
	1966年、53SNAに準拠した国民所得統計に移行。	1970年、経済企画庁経済研究所国民所得部、「県民所得の新標準方式(1970年版)」を作成。
1968年、国連、68SNAを策定。		1978年、経済企画庁、国の68SNAへの移行に対応した「新県民所得標準方式(概念調整方式)」を作成。 1983年、経済企画庁、68SNAに準拠した「県民経済計算標準方式(1983年版)」を作成。
	1978年、68SNAに準拠した国民経済計算体系に移行。	
1993年、国連、93SNAを策定。		2002年、内閣府経済社会総合研究所、93SNAに準拠した「県民経済計算標準方式(案)(2002年版)」を作成。
	2000年、93SNAに準拠した国民経済計算体系に移行。	

(備考)後藤文治(1970a、1970b、1971、1974)、鈴木多加史(1995)、奥本佳伸(1998)、内閣府『県民経済計算年報(各年版)』他。

現行の「標準方式」は、公表時点のものが電子ファイルで入手可能であるが、推計マニュアルの方は内部資料扱いになっている。また、どちらも、加除式の資料として配布され使用されており、部分的な改定が繰り返し行われている(この内容は公表されていない)。さらに推計マニュアル自体が各地域における経済状況や統計の整備状況等を考慮し、自治体独自の判断で推計方法に手を加えるように作られている。そのため、どちらも今現在現場で使用されている現物を確認することはできないのであり、国民経済計算の推計方法がある程度公開が進んできているのに対し、県民経済計算に関しては、統計指標を説明する中心的資料が関係者以外利用できない状況にある。少なくとも、内閣府が各自治体に提供する情報(推計マニュアル等)や、内閣府が各自治体から集めている情報(推計に関するアンケート調査等)に関しては公開を原則とすることが望まれる。

(2)表章

表 3 は、県民経済計算の表章一覧である。現行の標準方式にある勘定・表・指標について、2007 年時点の各地の整備状況をみると、I 基本勘定の 3 制度部門別資本調達勘定とⅢ付表の 1、2、3、6 を

表3 県民経済計算の表章一覧

I 基本勘定	1 統合勘定	1 県内総生産勘定(生産側及び支出側) 2 県民可処分所得と使用勘定 3 資本調達勘定(実物取引) 4 県外勘定
	2 制度部門別所得支出勘定	1 非金融法人企業 2 金融機関 3 一般政府 4 家計(個人企業を含む) 5 対家計民間非営利団体
	3 制度部門別資本調達勘定(実物取引)	1 非金融法人企業 2 金融機関 3 一般政府 4 家計(個人企業を含む) 5 対家計民間非営利団体
II 主要系列表	主-1	1 経済活動別県内総生産(名目) 2 経済活動別県内総生産(実質:連鎖方式) 3 県内総生産(デフレーター:連鎖方式)
	主-2	1 県民所得および県民可処分所得の分配
	主-3	1 県内総生産(支出側、名目) 2 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 3 県内総生産(支出側、デフレーター:固定基準年方式)
III 付表		1 一般政府の部門別所得支出取引 2 社会保障負担の明細表(一般政府の受取) 3 一般政府からの家計への移転の明細表(社会保障関係) 4 経済活動別県内総生産および要素所得 5 経済活動別の就業者数および雇用者数 6 家計の最終消費支出の構成
IV 関連指標	1 経済成長率に関するもの	1 県内総生産(名目)対前年度増加率 2 県内総生産(実質)対前年度増加率 3 県民所得対前年度増加率 4 県内総支出増加寄与度
	2 1人当たり所得水準に関するもの	1 県民所得(県民1人当たり) 2 県民可処分所得(県民1人当たり) 3 家計最終消費支出(県民1人当たり) 4 県民雇用者報酬(雇用者1人当たり)
	3 1人当たり生産水準	1 名目県内純生産(就業者1人当たり)
	4 人口、世帯数、就業者数等に関するもの	1 総人口 2 世帯数 3 就業者数
	5 その他	1 生産指数 2 賃金指数 3 消費者物価指数

(備考) 各県のホームページおよび「県民経済計算標準方式(2002年版)」を参考に作成した。後者の表章とも最新の方式とも異なるので注意。

未公表、または未整備の地域が相当数残っている⁵。Ⅲの付表は基本的に明細表である。大半の地域で実際に利用されているのは、Ⅱの主要系列表とⅣの関連指標の一部になっており、内閣府が公表する『県民経済計算年報(各年版)』への掲載もこの範囲にとどまっている。

(3)推計作業

推計は県経済の生産・分配・支出の3面から行われるが、国民経済計算において支出側が推計作業の中心になっているのとは異なり、県民経済計算においては、基礎資料や推計方法の点から、生産側が推計作業の中心になる⁶。表4は、県民経済計算の大まかな推計方法である。

表4 県民経済計算の基本的推計方法

	推計方法	備考
生産系列	付加価値法	産業別総生産額=産出額-中間投入額
分配系列	所得接近法	
支出系列	支出接近法(人的推計法、人的接近法)	

推計作業の流れは、表3のⅢ付表→Ⅱ主要系列表→Ⅰ統合勘定というように進められる。生産系列においては、表3のⅢ付表の4「経済活動別県内総生産および要素所得」の作成が推計作業の要に位置付けられる(表5)⁷。

3 推計周期(確報、速報、速々報、四半期速報 QE)

県民経済計算の「確報」は、2006年度の推計値になるが、各都道府県において当該期間終了後約17～23ヵ月後(翌年8月～翌々年2月)に公表されている(表6)。47都道府県が推計・公表したものが、その後、内閣府により取りまとめられ、すべての都道府県分を見渡せるのはほぼ2年後になる。利用者は、この指標を最新データとして1年間使い続けることになるので、県民経済計算の確報は、地域経済の足を捉えることができないばかりか、場合によっては1サイクル前の景気循環をようやく捉えているということもある。

こうした中、「確報」に先立ち「速報(早期推計・簡易推計)」や「速々報」、「四半期速報 QE」を独自に推計・公表する自治体がでてきている。

まず、速報は、2007年度推計値になるが、約22府県において当該期間終了後約4～14ヵ月で推計されている(うち公表は20県、以下、2009年8月末時点で確認できたもの)⁸。速々報は、2008年度推計値になるが、8県において当該期間終了後約3～5ヵ月で推計されている。

⁵ 内閣府(2007)、他。

⁶ 大平(1997)39号、p.54。

⁷ 経済活動ごとに、①の生産者価格表示の産出額と②の中間投入額を推計し、③(=①-②)で付加価値額を求める。③を合計したものが県内総生産になる。統計や自治体の内部資料を利用したり、適当な数値がない場合は、独自調査、業者・関係機関への照会、国値での代用、補外・補間推計、按分等に対応している。なお、国民経済計算では生産側と支出側の食い違いは、「統計上の不突合」として生産側に計上されるが、県民経済計算では支出側に計上されバランスが取られる。生産側の推計の方がより精度が高いことになる。

⁸ 速報の推計方法は、内閣府から提示されておらず、推計している県は、ブロックごとの担当者会議やすでに推計している県から推計方法に関する情報を得て推計している模様だ。推計方法は、おおまかには確報に準じた推計方法と回帰分析の手法による。

表5 Ⅲ付表4 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動の種類	生産者価格表示の産出額	中間投入	生産者価格表示の県内総生産	固定資本減耗	生産者価格表示の県内純生産	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	県内要素所得	雇用者報酬	営業余剰・混合所得
	①	②	③=①-②	④	⑤=③-④	⑥	⑦=⑤-⑥	⑧	⑨=⑦-⑧
1. 産業									
(1) 農林水産業									
① 農業									
② 林業									
③ 水産業									
(2) 鉱業									
(3) 製造業									
(4) 建設業									
(5) 電気・ガス・水道業									
(6) 卸売・小売業									
(7) 金融・保険業									
(8) 不動産業									
(9) 運輸・通信業									
(10) サービス業									
2. 政府サービス生産者									
(1) 電気・ガス・水道業									
(2) サービス業									
(3) 公務									
3. 対家計民間非営利サービス生産者									
(1) サービス業									
4. 小計(1+2+3)									
5. 輸入品に課される税・関税									
6. 総資本形成に係る消費税									
7. 帰属利子									
8. 合計(4+5+6+7)									

(備考)各県ホームページより。

QE は、新潟県が 1996 年 2 月に 1995 年 7～9 月期分を最初に公表して以来、現在 13 県で推計が行われている(うち公表は 8 県)⁹。国レベルでは QE の公表がほしい1ヶ月半で行われているのに対し、県レベルの QE は、国の公表値を利用するため 3～5 ヶ月で公表されている¹⁰。この QE を推計する自治体では、QE の推計値を使い前述の速々報の推計も行っている。

内閣府では、QE 推計用ファイル(Excel 形式)を各県に提供しているが、実際の推計は、各県で検討を行い、推計方法に手を加えたり独自に構築したりしており、自治体により異なったものになっているようである¹¹。推計に必要とされる基礎資料の数は、確報が約千の指標をもとに推計されるのに対し、QE は

⁹ 最初に QE 推計に取り組んだのは熊本県である(群馬県総務局統計課統計分析グループ(2006)p. 72)。なお、地域によっては、地銀が QE の独自推計を行っている。

¹⁰ 内閣府国民経済計算部地域・特定勘定課(2007)、藤原俊朗(2000b)、他。

¹¹ 提供時期は、2001・2 年頃である。システムは、SNA7 地域区分の四半期予測値推計システムを県単独で利用できるように再構築したものとのことだが、外部提供不可のため(内閣府担当者)、現物を確認できない。内閣府(2000)p.23 には、「この実際の推計作業は、モデル式を作成してしまえば、1 人で 1 週間かかる程度、モデル式の再推計の際で 1 ヶ月程度と、実作業も短期間で行われているようである」とある。

表6 県民経済計算の推計・公表状況

	都道府県	2006年度確報	2007年度速報	2007年度確報	2008年度速々報	四半期速報(QE)
1	北海道	08年12月				推計・非公表
2	青森県	09年1月	09年5月			推計・非公表
3	岩手県	08年9月	09年2月			
4	宮城県	08年12月	09年3月			
5	秋田県	08年11月	09年3月		09年8月	推計・公表
6	山形県	08年10月	09年3月			
7	福島県	08年9月	09年3月			推計・非公表
8	茨城県	09年2月	08年7月		09年7月	推計・公表
9	栃木県	08年11月				休止
10	群馬県	08年11月	08年8月		09年7月	推計・公表
11	埼玉県	08年10月				中止
12	千葉県	09年1月				
13	東京都	08年11月				
14	神奈川県	08年11月				
15	新潟県	08年10月	08年8月		09年8月	推計・公表
16	富山県	09年1月				
17	石川県	09年1月	推計・非公表			
18	福井県	08年12月				
19	山梨県	08年10月	09年3月			
20	長野県	08年12月				
21	岐阜県	08年11月	09年3月			休止
22	静岡県	08年12月	08年7月		09年7月	推計・公表
23	愛知県	08年10月	09年3月			
24	三重県	08年11月	09年3月			
25	滋賀県	08年12月				
26	京都府	08年12月				
27	大阪府	08年8月	09年2月	09年8月		
28	兵庫県	08年10月	08年6月		09年6月	推計・公表
29	奈良県	09年1月				
30	和歌山県	09年2月				
31	鳥取県	08年12月				
32	島根県	08年12月	推計・公表		09年7月	推計・公表
33	岡山県	08年11月	推計・非公表			推計・非公表
34	広島県	08年12月	08年6月		09年7月	推計・公表
35	山口県	09年1月				推計・非公表
36	徳島県	09年1月				
37	香川県	08年12月				
38	愛媛県	08年10月				
39	高知県	08年11月				
40	福岡県	09年2月				
41	佐賀県	08年12月	推計・公表			
42	長崎県	08年12月				
43	熊本県	08年11月				
44	大分県	09年1月				
45	宮崎県	08年12月				
46	鹿児島県	08年10月	09年3月			
47	沖縄県	08年12月				
	計	47	22	1	8	13

(備考) 2009年8月31日現在の推計・公表の状況。主にホームページから確認。

県内総生産の動きに関連の強い約百の指標を使い、回帰分析の手法により推計される。

推計を行っている県の担当者からは、QE や速報値と確報値との乖離が大きい、回帰式の説明変数に国値を多用するために、県の推計値が国の値に似た動きになり地域の景気動向の特徴が出にくい、とい

った指摘がある。また、一旦始めた推計作業を中止した県や、検討はしたものの推計作業を見送った県もあり、必ずしも推計する県が増加傾向にあるわけではない。そのことについては、「費やす手間と得られるものとのバランスから推計を中止した」(某県担当者)、「誤差が大きく景気動向を捉えるのであれば他の指標で十分」(某県担当者)、「四半期推計を行うよりも、本推計の精度の向上や推計結果の詳細な分析を行うことのほうが、より重要」¹²、「外部からの要望がない」、「推計手法が未確立」という説明がなされている。

地域の景気動向を捉える統計としては、日銀支店、地方経産局、地銀が月毎・四半期毎に公表している統計資料があり、こちらが一般的である。県がさらに独自に QE を推計する意味として、地域の足元の景気動向の把握よりも、年度推計値の速報化への利用が考えられる。

4 推計値の見直し

公表された確報(年度推計値)は、表 7 に示されるような理由で、繰り返し見直しが行われる。改定、遡及改定、まれに訂正といわれるものだが、その都度丁寧な説明がなされることはまれである。ユーザーには、過去にさかのぼって最新の公表値を使用することが求められ、扱いにくい統計となっている。

表7 見直しの理由

- | |
|---------------------------|
| ① 推計に使用する基礎統計資料の変更に対応した改定 |
| ② 産業連関表の5年ごとの改定に対応した基準改定 |
| ③ 物価指数の基準年の変更に対応した改定 |
| ④ 推計方式・方法の見直しによる改定 |
| ⑤ 推計の誤り |

⑤の推計の誤りに関しては、次のような愛媛県の事例がある。2008年6月、愛媛県が2007年12月に公表した2005年度県民経済計算と、少なくとも過去8年間にわたる県民経済計算に推計ミスがあることが明らかになった。推計ミスは、内閣府の「推計マニュアル」と照合することで判明したという。この件は、推計作業の誤りはもちろんであるが、それ以上に、誤りに気付いた後も外部から指摘されるまで隠蔽し、説明のないまま2007年12月の公表時に、過去公表分の部分的修正を行ったことでマスコミに大きく取り上げられた。愛媛県では、問題発覚後の2008年10月に、2006年度県民経済計算の公表とあわせて過去の公表分の訂正を行った(表8)¹³。

推計ミス自体は珍しくはないが、訂正額が、訂正前「県内総生産」の+4.7%に達するという大きな規模になった。さらに、併せて公表された遡及改定額も訂正後「県内総生産」の-2.8%に達しており、上げたり下げたりの数値の見直しが行われたことになる。

5 利活用

地域における地域経済計算の目的や役割については、「地域経済計算によりこうしたことがわかる。地

¹² 以下は内閣府(2007)より。

¹³ 愛媛県「県民経済計算の見直し」<http://www.pref.ehime.jp/toukeibox/toukeika-01.htm>。

表8 愛媛県における2005年度県民経済計算の見直し

	金額(億円)	
A.訂正 (生産系列)		
①卸売・小売業		
・適応年度の誤り	165	
・本支店間移動額の入力誤り	1,303	
・その他小売業の商業販売額の入力誤り	204	
②不動産業		
・家賃単価の使用数値の誤り	232	
③サービス業		
・全国従業者数の入力誤り	365	
④その他	▲ 9	
訂正前「県内総生産」	<u>47,607</u>	
①～④の訂正額計	2,260	4.7% (訂正前「県内総生産」に対する%)
→訂正後「県内総生産」	<u>49,867</u>	
⑤固定資本減耗		
・県内総生産の増に伴う増	▲ 523	
⑥生産・輸入品に課される税等		
・地方消費税清算金の計上漏れ	▲ 91	
(分配系列)		
①賃金・俸給, 企業所得	0	
②財産所得(非企業部門)	▲ 87	
③企業所得		
・単位の変換誤り	134	
④その他	▲ 35	
B.遡及改定		
遡及改訂額	▲ 1,414	-2.8% (訂正後「県内総生産」に対する%)
→遡及改訂後「県内総生産」	48,453	
今回見直し額(訂正前「県内総生産」-遡及改訂後「県内総生産」)	<u>846</u>	1.8% (訂正前「県内総生産」に対する%)

(備考) 2008年10月31日愛媛県発表。愛媛県ホームページより作成。

域の計画や政策の策定、各種経済分析、学術研究に利用される」とさまざまなところで繰り返しいわれている。しかし、実際に地域で県民経済計算がどのように利用されているのか、あるいはどう役立てられているのかということについて、十分検討されているとはいえない。先に表1で示したように、自治体の統計担当部署で一般的に行われているのは、年度値の推計と公表の作業である。もちろん、これだけでも、地域経済に関する基本的で重要な情報を提供することになり、現に、推計結果は、自治体内で、総合計画やその他の主要な計画・政策の策定、地域経済の分析に利用されている¹⁴。

ヒアリングの中で受けた自治体の統計担当職員全般の印象であるが、自分たちは統計を提供する側という意識が広くみられ、利活用への関心は低い。たとえ県単事業であっても、予算の出所以外、扱いに

¹⁴ 利用主体としては、この他、地域の企業(主に金融機関)、教育機関、研究機関等があるが、ここでは自治体での利活用のみを取り上げる。

差はない。また、統計を利用している現局においても、「基礎資料として利用している」という以外に、政策策定にこう使ったとか、こう役立ったという声は少ない。自治体における統計利用では、政策と統計がリンクしていないとか、初めに結果ありきで統計が都合よく使われているという状況が当たり前になっており、統計が政策を方向づけていくケースはなかなかない。

県民経済計算についても同様のことがあてはまる。県民経済計算の担当部署にあつては、業務は公表までで終わり、その先の利用にはあまり積極的でない¹⁵。関係者が推計から公表までの段階に注ぎ込む労力の大きさと比べると、その後の活用段階へ注ぐ労力はあまりに小さい。多くの地域では、国から標準方式が提示され、忠実に推計を行うことが要請され続けているうちに、本来なされるべき地域経済への利活用が二の次になってしまっているようである。推計と利活用はひとつながりのものであり、ユーザー任せは、責任放棄に等しい。推計担当部署が、何らかの形で利活用に関わることが望まれる。

こうした状況の中、自治体によっては、独自に県民経済計算の利活用や新たな分析手法の開発を試みているところがある。表9は、その事例である。こうした自治体では、統計全般についても利活用の必要性を認識しており、その一環で県民経済計算の利活用も行っている。兵庫県の試みは専門的研究に属するが、他の事例は、担当の職員が、推計結果を使って、高度な統計手法ではなく基本的な手法で県民に対しわかりやすく地域経済の状況を伝えようとしており、地域における主体的な県民経済計算の利用のあり方として参考になる¹⁶。

むすび

県民経済計算は国のGDPの地域版といったイメージで扱われているが、現時点ではそれが地域において首尾良く推計され利用されているとみなすことは難しい。これには、自治体における県民経済計算の推計業務自体の問題、統計業務全般に関係する問題、さらには地方経済の衰退までも要因として関わっている¹⁷。とはいえ、各地域が自らの地域経済の問題に向き合おうとするならば、地域経済を捉える経済統計は不可欠であり、中でも県民経済計算は、多くの分野で有効活用を期待できる統計である。

地域経済の自立と地域経済統計の整備は一体である。県民経済計算については、利活用の面でさらなる改善を図っていくことが必要である。

¹⁵ 期限までに47都道府県の県民経済計算を揃えることへの要請が強い一方で、推計作業の負担や地域での活用状況の低迷や疑問からか、「同じ結果数値になるのであれば、国が推計してもいいのでは」(某県担当者)とか、「内閣府が県民経済計算の事務を都道府県、政令市に委託するというシステムをつくっては」(内閣府(2007))といった声もある。

¹⁶ 兵庫県は県民経済計算の先進県の1つである。統計課の芦谷氏が、長期にわたり県民経済計算や産業連関表等の推計・分析を担当しており、この人物を中心に県民経済計算の分野で新たな領域を開拓し続けるとともに、外部に対し積極的に情報発信を行ってきた(芦谷(2006、2008、2009))。こうした人事は、県政への統計利用を重視する県トップの判断とのことで、極めてまれな事例であるが、専門家を配置することの有効性を示すものである。

¹⁷ 自治体には、「総合計画」から県内総生産や1人当たり県民所得を使った記述を外すところもある。

表9 自治体における県民経済計算の独自の利活用例

地域	作成部署・公表場所・概要
富山県	富山県経営管理部統計調査課 とやま統計ワールド http://www.pref.toyama.jp/sections/1015/index2.html →とやま経済月報 毎月、特集記事を掲載し、各種統計を使い富山県をさまざまな角度から分析している。毎年4月号の特集では、県民経済計算の推計結果を使い、富山県経済の勘所を県民向けにわかりやすく分析・解説している。
岐阜県	岐阜県総合企画部統計課 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11111/index.htm →県民経済計算結果 2006年度県民経済計算の推計結果を使い、岐阜県経済の特徴を、わかりやすく分析・解説している。
兵庫県	兵庫県政策室統計課 http://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate2_605.html →兵庫県民勘定行列 県民経済計算の統合勘定や主要系列表等の各計数を利用し、県内経済循環構造を行列形式の一覧表で表示することを試みている。 →兵庫県環境経済統合勘定（SAM乗数分析ワークシート） 兵庫県における環境と経済の相互関係を体系的に記録することを試みている。 上記の2つとも県民経済計算の応用研究にあたる。
島根県	島根県政策企画局統計調査課 しまね統計情報データベース http://pref.shimane-toukei.jp/ →県民経済計算 分析事例 県民経済計算の2007年度までの推計結果を使い、島根県の「県内総生産と県民所得」および「社会保障の負担と給付」について分析を行っている。
山口県	山口県総合政策部統計分析課 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/index/ →トピックス 県民経済計算から見る山口県経済の特徴 県民経済計算の推計結果を使い、山口県経済・産業の特徴を解説している。
大分県	大分県企画振興部統計調査課 http://www.pref.oita.jp/10800/index.html →平成18年度県民経済計算から見た大分県経済 全国値と大分県経済の値を比較し、大分県の特徴をわかりやすく解説している。

参考文献・資料

1. 芦谷恒憲・有吉範敏・宮近英人(2006)「兵庫県環境経済統合勘定の開発と推計」環太平洋産業連関分析学会『産業連関』第14巻3号、pp.58-70。
2. 芦谷恒憲(2008)「県民経済計算の推計とその作成状況について」(経済統計学会関東支部5月例会配付資料)。
3. 芦谷恒憲(2009)「県民経済計算の現状と課題」経済統計学会『統計学』第96号、pp.54-69。
4. 荒木英一(1997)「県民経済計算早期推計の問題点」桃山学院大学経済経営学会『桃山学院大学経済経営論集』38(4)、pp.87-98。
5. 愛媛県企画情報部管理局統計課(2008)『平成20年度統計事務概要』。
6. 大平純彦(1997-1999)「県作成の地域統計の現状と課題(1)-(18)」統計情報研究開発センター『ESTRELA』39-64号。

7. 奥本佳伸(1998)「県民経済計算に関するノート」千葉大学経済学会『経済研究』第 12 巻第4号、pp.571-591。
8. 群馬県総務局統計課長・西澤正美(2007)「群馬県における県民経済計算四半期速報への取り組みと課題」財団法人全国統計協会連合会『統計情報』vol.56、pp.2-3。
9. 群馬県総務局統計課統計分析グループ・今泉節雄・石澤隆・高野浩之(2006)「新たな県民経済計算四半期速報の推計方法への取り組みと課題～生産面からの接近～」内閣府『季刊国民経済計算』No.132、pp.71-95。
10. 経済企画庁(2000)「平成 10 年度地域勘定の早期推計について」内閣府『季刊国民経済計算』No.124、pp.1-22。
11. 経済企画庁(2000)「四半期別地域経済計算推計の一考察」内閣府『季刊国民経済計算』No.124、pp.23-31。
12. 後藤文治(1970a)研究ノート「県民所得統計の発展と県民所得方式標準方式」『立命館経済学』第 13 巻 5・6 号、pp.160-227。
13. 後藤文治(1970b)研究ノート「県民所得統計の発展と県民所得方式標準方式(続)」『立命館経済学』第 19 巻 4 号、pp.50-108。
14. 後藤文治(1971)研究ノート「県民所得統計の発展と県民所得方式標準方式(続)」『立命館経済学』第 20 巻 4 号、pp.96-121。
15. 後藤文治(1974)研究ノート「県民所得統計の発展と県民所得方式標準方式(終)」『立命館経済学』第 23 巻 4 号、pp.97-118。
16. 作間逸雄編(2003)『SNA がわかる経済統計学』有斐閣アルマ。
17. 佐藤智秋(2009)研究ノート「県民経済計算の現状」愛媛大学経済学会『愛媛経済論集』第 28 巻 1・2・3 号、pp.53-60。
18. 白川一郎・井野靖久(1994)『ゼミナール SNA の見方・使い方』東洋経済新報社。
19. 鈴木多加史(1989)『日本の国民経済計算』中央経済社。
20. 鈴木多加史(1993)「県民経済計算の精度向上のために」内閣府『季刊国民経済計算』No.98、pp.86-99。
21. 鈴木多加史(1995)「地域経済計算の現状と問題点」日本地域学会『地域学研究』21(1)、pp.199-209。
22. 鈴木多加史(1997)「地域経済計算の今後の方向」内閣府『季刊国民経済計算』No.112、pp.2-11。
23. 鈴木多加史(1999)「新しい地域経済計算の構築に向けて」日本地域学会『地域学研究』29(1)、pp.1-11。
24. 武野秀樹(2001)『国民経済計算入門』有斐閣。
25. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部『県民経済計算年報(各年版)』。
26. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「県民経済計算標準方式(2002年版)」(PDF)。
27. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部地域・特定勘定課(2007)「平成 19 年度現況調査結果」。
28. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編(2008)「地域における環境経済統合勘定の推計作業報告書」『季刊国民経済計算』No.137。
29. 中川俊彦(2001)「景気判断と GDP 統計」『総合研究』日本リサーチ総合研究所、No.20。
30. 中村洋一(1999)『SNA 統計入門』日本経済新聞社。
31. 長藤洋明(2002)「県民経済計算からみた地域経済(1)-(5)」日本統計協会『統計』2002 年 5-9 月号。
32. 浜田浩児(2001)『93SNA の基礎』東洋経済新報社。
33. 藤原俊朗(2000a)「千葉県経済の数量経済分析(3)－千葉県民経済計算の早期推計(上)」千葉

経済大学『千葉経済論叢』第 21 号、pp.101-122。

34. 藤原俊朗(2000b)「千葉県経済の数量経済分析(4)－千葉県民経済計算の早期推計(中)」千葉経済大学『千葉経済論叢』第 22 号、pp.101-118。

35. 藤原俊朗(2002)研究ノート(経済統計)「千葉県経済の早期推計－新推計手法のサーベイ」千葉経済大学『千葉経済論叢』第 27 号、pp.75-88。

36. 山田茂(2001)「最近の地域景況関連統計の作成状況と結果の提供について」経済統計学会『統計学』第 80 号、pp.33-49。

37. 渡辺源次郎(2001)「GDP 統計の信頼性をめぐって－「GDP 批判」「QE 早期化」「基準改定」－」社団法人経済企画協会『ESP』2 月号、pp.72-9。